

# 事務処理誤り等を起因とした訴訟事件等

I. 事務処理誤り等を起因として平成18年1月～平成20年12月までの間に提訴があった訴訟事件（完結したもの）

II. 事務処理誤り等を起因として平成18年1月～平成23年12月までの間に提訴があった訴訟事件（和解分）

III. 事務処理誤り等を起因として平成21年1月～平成23年12月までの間に裁決された再審査請求事件の例

平成25年11月26日  
厚生労働省年金局事業管理課  
日本年金機構品質管理部

I. 事務処理誤り等を起因として平成18年1月～平成20年12月までの間に提訴があった訴訟事件（完結したもの）

番号	提訴理由の概要(原告の主張)	判決日	発生日	事件類型	判決場所	結果	対応・対策
1	【記録管理の不備】 厚生年金被保険者記録の管理の不備により、未払の年金があるとしてその支払いを求めたもの。	H19. 11	H10. 7	給付請求	地裁 高裁	《棄却》 原告の主張が明確ではなく、主張が失当であると判断された。	「記録の確認手順」により記録確認を徹底する。
2	【年金相談における説明誤り】 電話相談で社会保険事務所へ年金の支払開始年齢及び遡及して受給できる期間をたずねたところ、老齢厚生年金は60歳から受給でき、5年間は遡及して受給できるとの回答があったにもかかわらず、65歳になって裁定請求したところ、女子特例に該当していたため59歳から受給権発生しており、1年分が時効消滅となったことを不服とし、そのその支払いを求めたもの。	H19. 12	H11. 10	取消請求	地裁 高裁	《棄却》 一般論のみを回答したことについて、時効消滅を主張することを制限することまではできないと判断された。	「記録の確認手順」により記録確認を徹底する。 「説明事項のご確認」シートを活用により説明漏れを防ぐ。 事務処理誤り防止のための「自己点検シート」を活用する。
3	【年金相談における説明誤り】 社会保険事務所の職員の対応誤りにより年金受給開始時期が遅れたこと、障害等級を引き上げる改定処分を行わなかったこと、社会保険事務所の職員の説明誤りにより不服申立てを行う機会を失ったこと等に対する損害賠償及び遅延損害金の支払いを求めたもの。	H20. 2	H6. 12	国家賠償請求	地裁	《棄却》 対応誤りはないと判断された。	障害年金窓口相談対応票を活用する。 「説明事項のご確認」シートを活用により説明漏れを防ぐ。
4	【裁定請求における対応誤り】 原告は、遺族厚生年金の裁定請求を行ったところ、所得要件で不支給となり、その後、所得要件に関する新たな事実が判明したことにより、裁定処分がなされたが、請求遅延により時効消滅した給付について、時効の中断による全額支払いを求めたもの。 (過去の裁定請求において、処分行政庁が調査を行えば、事実を知ることができたにもかかわらず、調査を行わないことで不支給となったことから、時効消滅分の支払いを求めた)	H20. 9	H3. 11	取消請求	地裁 高裁 最高裁	《棄却》 調査義務はないと判断された。	「説明事項のご確認」シートを活用により説明漏れを防ぐ。
5	【保険料納付における対応誤り】 原告は、①納付期限を徒過して納付された付加保険料について、返還義務があるのにその義務の履行を怠った、②保険料を多く請求されたと主張し、これらの社会保険事務所の杜撰な仕事により精神的損害を受けたとして、慰謝料の支払を求めたもの。	H21. 1	S62. 5	国家賠償請求	地裁	《棄却》 ①について原告に損害が認められず、②について事実はないと判断された。	「記録の確認手順」により記録確認を徹底する。

6	【年金相談における説明誤り】 社会保険事務局の職員から受けた誤った説明により、妻が厚生年金保険の被保険者資格を継続した結果、原告に対する加給年金の支給が停止されたとして、損害の賠償を求めたもの。	H21. 1	H 1 6 . 1	国家賠償請求	地裁 高裁	「棄却」 説明誤りがあったという主張は認められないと判断された。	「説明事項のご確認」シートの活用により説明漏れを防ぐ。 事務処理誤り防止のための「自己点検シート」を活用する。
7	【国民年金保険料免除に係る周知不足】 原告は、刑事収容施設に収容されていた間、国民年金保険料の納付の免除を受けることができなかったのは、告知を行わなかった国の責任であるとして、国家賠償を求めたもの。	H21. 5	H 2 0 . 5	国家賠償請求	地裁	「棄却」 積極的に個々の国民又は被収容者に保険料免除制度があることを告知等すべき義務があるとはいえない。	年金局通知「矯正施設収容中の者への国民年金制度の周知徹底に関する法務省の協力について」を受けて年金事務所に指示・依頼を发出
8	【事務処理の遅延】 原告の受給する老齢給付の算定の基礎となっていない被保険者記録が整備され、その後、社会保険事務所職員より増加となる年金の支給の説明を受けたが、未だ支払われないため、その不作為若しくは義務付けを求めたもの。	H21. 9	H 2 0 . 2	国家賠償請求	地裁	「棄却」 訴訟提起の翌月に支払われたため原告の請求は理由がないと判断された。	受付進捗管理システムにより処理漏れを防ぐ。
9	【年金相談における説明誤り】 特老厚の受給者である原告が、基本手当の請求を行った結果、同年金の支給が保留されたが、社会保険事務所に問い合わせたところ、これに対する届出は不要との回答を得たために届出を行わなかった結果、特老厚年金の支給が遅滞したとして、遅延損害金の支払いを求めるとともに、社会保険業務センターに、事前連絡した上で訪問したにも関わらず職員が対応しなかったことに対し、交通費相当の賠償を求めたもの。	H21. 12	H 1 5 . 4	国家賠償請求	地裁	「一部容認(国側敗訴)」 遅延損害金の支払いを認める。  「一部棄却」 職員の行為の違法性に基づく損害賠償請求権は平成18年の経過により消滅したと判断された。	雇用保険の給付と年金との自動調整のシステムを開発(平成25年10月実施)
10	【年金相談における説明誤り】 市役所に障害福祉年金の申請をしようとしたところ、同所職員から受給資格がない旨の説明があったため、年金の受給が遅れたとして、支分権が時効消滅した障害基礎年金、障害福祉年金相当額の損害賠償金の支払いを求めたもの。	H22. 2	S 6 2 . 3	国家賠償請求	地裁 高裁	「一部容認(国側敗訴)」 市は裁定請求書の受付事務を職務としており、請求の意思があるにも関わらずこれを受付せず、請求を断念させたことに職務上の注意義務違反があったと判断された。	障害年金窓口相談対応票を活用する。 事務処理誤り防止のための「自己点検シート」を活用する。
11	【裁定請求における記録確認不足】 社会保険事務所職員から、改めて請求しなくても70歳到達月から繰下げ基礎年金が支給されるとの説明を受けたため請求しなかったが、その後請求が必要なことを知り、70歳到達月から2ヶ月経過後に請求書を提出したところ、その請求月の翌月分からしか支給がされないことについて、原処分を取消し、70歳到達月からの支払い及び損害賠償の支払いを求めたもの。	H22. 5	H 1 9 . 6	取消請求 国家賠償請求	地裁	「一部容認(国側敗訴)」 教示する注意義務に違反し、原告に損害を被らせたと判断された。  「一部棄却」 年金の支払いについて違法性はないと判断した。	69歳通知の発送を行う。 繰下げ意思確認書による説明及び意思確認を徹底する。

(注) 和解事件は含まれていない。

Ⅱ. 事務処理誤り等を起因として平成18年1月～平成23年12月までの間に提訴があった訴訟事件（和解分）（厚生労働省分）

番号	事件概要	和解日	発生日	事件類型	判決場所	実施済み対応・対策 今後必要な対策
1	【年金相談における事務処理誤り】 被保険者に対し、任意加入した際に誤った資格喪失日を設定したことから、当該被保険者が死亡したことにより配偶者が請求した遺族厚生年金に寡婦加算が行われなかったため、受給額等で損害を受けたとして、損害賠償請求を求めたもの。	H20.6	S58.8	国家賠償請求	地裁	「記録の確認手順」により記録確認を徹底する。
2	【裁定請求における説明誤り】 受給権の有無の確認を求めたところ、被保険者期間が足りず受給できないとの説明を受けたが、確認したところ、受給権を有していることが判明した。誤った説明により生活苦に陥るなど精神的苦痛を受けたとして賠償を求めたもの。	H22.3	H13.4	国家賠償請求	地裁	「記録の確認手順」により記録確認を徹底する。 「説明事項のご確認」シートを活用により説明漏れを防ぐ。
3	【納付書作成における事務処理誤り】 国民年金保険料を特例納付した際に、当時未納であった全期間について納付したが、納付書の額が特例納付額ではなく、定額保険料額となっていたため、特例納付が一部無効となった結果として未納期間が生じ、老齢基礎年金が低額となったため、その差額に相当する金員の支払いを求めたもの。	H22.9	S46.2	国家賠償請求	地裁	ダブルチェックを徹底する。
4	【通知書の記載内容の不足】 社会保険事務所より交付された被保険者期間調書に「脱退手当金支給済」との表記がなかったことから、被保険者期間を誤信し早期退職を行った結果、受給金額に損害が生じたとしてその賠償を求めたもの。 (脱退手当金を受給した記憶がなく、期間調書にも記載がなかったことから、その期間は脱退手当金を受けていないとして年金加入期間の対象とするよう主張したもの。)	H22.11	S62	国家賠償請求	地裁	被保険者記録照会回答票に脱退手当金支給について表記するようシステム改修を行った。
5	【裁定請求における説明誤り】 内縁の妻が、元夫の死亡直後から社会保険事務所に遺族厚生年金の裁定請求について相談していたにもかかわらず、平成20年2月に至るまで原告の請求を受け付けなかったとして、時効消滅した年金の支払いを求めるとともに賠償を求めたもの。	H23.3	S63～H20	取消請求 国家賠償請求	地裁	お客様事跡管理システム及び受付進捗管理システムを活用する。 申請の不受理を防止するため、受付に関するマニュアルの改善を図る。

6	【支払手続における事務処理誤り】 未支給の時効特例給付について、既に死亡している他の親族（死亡者の配偶者）に対して支給決定し、請求を行った者（子）に対して不支給処分を行ったことに対し、不支給処分の取消し及び支給決定を求めるとともに、弁護士費用相当額の損害賠償を求めたもの。 （請求後に死亡のため、請求時点での手続きは正しいもの）	H23. 6	H21. 4	取消請求 義務付け 国家賠償請求	地裁	時効特例給付の未支給請求者の確認を徹底する。
7	【委任状の確認漏れ】 夫が無断で平成14年に原告名義の老齢給付裁定請求書を提出しており、原告が後に老齢給付裁定請求書を提出したところ、原告の老齢年金は既に裁定済であるとして原告の請求を認めなかったことに対して、委任していない行為を認めたことに対する損害賠償を求めたもの。	H23. 9	H14. 5	国家賠償請求	地裁	委任状の確認を徹底する。
8	【年金相談における説明誤り】 障害年金の裁定請求について、保険料納付要件を満たしているにもかかわらず、保険料納付要件を満たしておらず障害年金を受給できない旨の回答を受けたため障害基礎年金等を請求することができなかったとして、賠償を求めたもの。	H23. 12	H20. 7	国家賠償請求	地裁	障害年金窓口相談対応票を活用する。 「説明事項のご確認」シートの活用により説明漏れを防ぐ。 事務処理誤り防止のための「自己点検シート」を活用する。

事務処理誤り等を起因として平成18年1月～平成23年12月までの間に提訴があった訴訟事件（和解分）（日本年金機構分）

番号	事件概要	和解日	発生日	事件類型	判決場所	実施済み対応・対策 今後必要な対策
1	【年金相談における説明誤り】 年金相談窓口において、保険料納付要件を満たしているため障害年金の申請が可能である旨を原告に伝えたが、後の確認で、初診日以降に納付された期間があることが分かり、年金は不支給となった。不支給となったことによる精神的被害に対する慰謝料の支払いを求めたもの。	H22. 12	H22. 1	賠償請求 （機構）	簡易	障害年金窓口相談対応票を活用する。 事務処理誤り防止のための「自己点検シート」を活用する。
2	【年金相談における説明誤り】 年金相談の際、原告の配偶者の被保険者の確認を誤ったため、配偶者の退職時期が遅れ、配偶者の被保険者期間が240月を超過し、原告に支給されていた加給年金が支給停止になったとして、支給停止となった加給年金額相当の支払を求めたもの。	H23. 3	H22. 3	賠償請求 （機構）	簡易	「説明事項のご確認」シートの活用により説明漏れを防ぐ。 事務処理誤り防止のための「自己点検シート」を活用する。
3	【年金相談における説明誤り】 年金相談の際に、特別支給の老齢厚生年金と雇用保険法等による失業給付との調整について、誤った説明を受け、支給停止された年金を損害としてその賠償を求めたもの。	H23. 10	H23. 6	賠償請求 （機構）	簡易	「説明事項のご確認」シートの活用により説明漏れを防ぐ。 事務処理誤り防止のための「自己点検シート」を活用する。

### Ⅲ. 事務処理誤り等を起因として平成21年1月～平成23年12月までの間に裁決された再審査請求事件の例

番号	再審査請求理由の概要(請求人の主張)	請求日	裁決日	結果	対応・対策
1	【被保険者資格に係る事務処理誤り】 裁定請求時の説明と異なる納付月数の老齢基礎年金が裁定された処分は、市役所及び社会保険事務所が、配偶者が任意継続被保険者であって第2号被保険者でないにも関わらず、第3号被保険者資格取得届を適法なものとして受理し、請求人を第3号被保険者として取り扱い、その後の相談の際にも、当該期間を含めて年金額の説明がなされていたためであるとして、当該処分の取消を求めたもの。	H20.4	H20.9	〈容認〉 本件届出が誤って受理され、それに基づく事務処理が行われて是正されないまま推移したことは明らかであるところ、市役所及び社会保険事務所は職務上当然に必要な基礎的な知識と注意力を有していれば、本件届けでを受理するような過誤は容易に回避し得たはずであり、本件事態は、配偶者が第2号被保険者でないという事柄を見落としたという、保険者側の単純かつ重大なミスによって生じたものというべきである。このように考えると、本件は信義則の法理に照らし、原処分をそのまま維持することは相当でないと言ふべきである。	3号不整合に対する事務処理要領により対応する。 事務処理誤り防止のための「自己点検シート」を活用する。
2	【通知の記載不備】 当初の老齢基礎年金の裁定が取り消され、保険料納付済期間が減らされて改めて裁定されたことについて、①処分通知に処分理由が記されておらず違法であり、②当初の処分は有効であってこれを取り消すことは許されないとして、改めて裁定された処分の取消を求めたもの。	H20.10	H21.5	〈棄却〉 当初処分の取消は、本来合算対象期間とすべきであった退職年金の計算の基礎とされた組合員期間を保険料納付済期間に含めて裁定したことが判明したことによるものであるところ、処分理由は原処分通知自体には十分に示されているとはいえないものの、そこに至る過程において説明が行われており、請求人も、その理由そのものについてはこれを十分に認識した物と認めるのが相当であり、また、受益的処分であっても行政庁による撤回が常に許されないと解するのは相当とは言えない。	「年金裁定チェックシート」を活用する
3	【年金相談における説明誤り】 婚姻後(昭和61年4月前)に市役所に相談に行った際に「サラリーマンの妻は保険料を納める必要がない」と説明され、何らの手続も求められなかったが、婚姻前に国民年金の保険料を前納していたため、実際には任意加入被保険者とみなされていた。老齢基礎年金の受給資格を満たしていないとして不支給処分は、①当時の市役所の説明誤りにより任意加入被保険者の資格喪失届を提出する機会を失った結果、当該任意加入未納期間が合算対象期間に算入されなくなったこと、②その後、国民年金の手続をした際に、何ら特例納付の説明等もなかったこと、③その後、住所不明扱いとされ、一度たりとも納付書を送ってこなかったため、実質的に納付の機会も与えられてこなかったこと、④60歳到達時の年金相談の際にも60歳以後の任意加入の説明がなかったことを原因としたものであるとして、当該不支給処分の取消を求めたもの。	H21.2	H21.7	〈容認〉 保険者は、住所不明として納付書も送付せず、実質的に任意加入被保険者として取り扱っていなかったものであるから、当該期間は合算対象期間に算入するべきであり、これにより請求人は老齢基礎年金の受給資格を満たすことになるため、原処分は取消を免れない。	「記録の確認手順」により記録確認を徹底する。 機能強化法により、平成26年4月以後、国民年金の任意未納期間を合算対象期間として取扱う。
4	【基金脱退における事務処理誤りとその後の対応誤り】 基金脱退が受理され保険料率変更されているにも関わらず、脱退した旨の手続をとらなかったことにより遡って徴収される厚生年金保険料について、指定期限を指定した納入告知をし、さらに指定期限を過ぎてからは督促が行われた処分が、不当であるとするもの。	H21.6	H22.1	〈容認〉 事務所が基金脱退通知を受理しながら、これを処理しなかったために発生した過去の厚生年金保険料について行われた本件処分は関係法令の定めには則つたやむを得ないものであるとしても、信義則の法理に照らして相当であるとは言えない。 したがって、本件処分による時効中断の法的効果を除き、これを取り消す。	受付進捗管理システムにより処理漏れを防ぐ。

5	<p>【納付受付における対応誤り】</p> <p>当該保険料が過誤納であるとして未納期間に充当された処分は、保険料を納付するために訪れた社会保険事務所職員の確認が十分でなかったため、既に納付済みであった分までも納付を求められたことによるとして、当該処分の取消を求めたもの。</p>	H21. 5	H22. 2	<p>〈容認〉</p> <p>本件処分は、もとより請求人が過誤納したものでなく、納付書の作成ミスで充当という代替の制度で修復したに過ぎない点を考慮せず、保険者は充当の取消通知が出ないことや、請求人に納付意思がある当該充当期間の充当を取り消すと改めて納付することが時効によりできなくなることをもって充当を取り消せない旨主張するが、当該理由によっても、当該処分は著しく妥当性を欠き、取消を免れない。</p>	未納期間と納付意思の確認を徹底する。
6	<p>【年金相談における説明誤り】</p> <p>年金相談の際に、合算対象期間にならない脱退手当金支給済期間(昭和61年4月以後に受給した期間)を含めて受給資格が計算された結果、任意加入すれば受給資格を満たせると説明を受けたため、任意加入し保険料を納付したが、老齢基礎年金及び老齢厚生年金の裁定請求をしたところ、受給資格を満たさないとして不支給処分がなされたため、当該不支給処分の取消を求めたもの。</p>	H21. 10	H22. 9	<p>〈棄却〉</p> <p>請求人が老齢給付を受けるために必要な資格要件を満たしていないことは明らかであるから、信義則の法理を充分考慮に入れても、原処分を違法、不当ということはできない。</p>	「説明事項のご確認」シートの活用により説明漏れを防ぐ。事務処理誤り防止のための「自己点検シート」を活用する。
7	<p>【通知の記載誤り】</p> <p>480月でない老齢基礎年金が裁定された処分は、「ねんきん特別便」やお知らせ等で480月の保険料納付済期間があると何回も通知したにもかかわらず、夫65歳到達により第3号被保険者でなくなっていたことや手続が必要であることについて何ら教示しなかった結果、国民年金保険料を納付する機会を失ったためであるとして、当該処分の取消を求めたもの。</p>	H21. 9	H23. 3	<p>〈棄却〉</p> <p>ねんきん定期便やお知らせについては、発出当時に届け出がなされていなかったことにより、その当時管理していた記録を送ったものであり、誤通知であるとは言えない。</p> <p>本件においては、行政実務上も適用されると解される信義則の法理上、原処分を不当としなければならないほどの事情があったと認定することはできず、また、保険者が年金加入者に対する行政サービスと位置付ける通知及び特別便通知送付の存在をもって、認定・判断を左右できるものでもないというべきである。</p>	事務処理誤り防止のための「自己点検シート」を活用する。
8	<p>【届出の未処理と周知不足】</p> <p>亡父に係る死亡一時金の請求が遅れ、時効消滅により不支給とされた処分は、死亡当時に国民年金の死亡届も提出したはずであるのにこれが処理されず、死亡一時金の制度の案内が何らなされなかったため及びそれにより請求の機会を失ったためであるとして、当該処分の取消を求めたもの。</p>	H22. 8	H23. 4	<p>〈棄却〉</p> <p>亡父死亡に係る情報が正しく社会保険事務所に伝わらなかったことは認められるものの、行政サービスの一環の問題であって、請求人の死亡一時金の請求を殊更に妨げたという事情があったとみることはできないし、本件事情によって消滅時効の規定の適用が不当であるとまで認めることはできない。</p>	「説明事項のご確認」シートの活用により説明漏れを防ぐ。
9	<p>【年金相談における説明誤り】</p> <p>特別支給の老齢厚生年金が裁定されたにもかかわらず、5年以上前の給付が時効により消滅したため支給されなかったのは、60歳当時に合算対象期間の確認もせず受給資格を満たさないとあやまった説明を受けたことが原因であるとして、当該時効消滅分の支給を求めたもの。</p>	H22. 9	H23. 6	<p>〈棄却〉</p> <p>請求人の主張の前提である事実は、海外に在住していた期間の取扱の照会をし誤った説明を聞いたのではなく、単に本人しか知り得ない事情を確認することなく、説明がなかったというものであり、そして、社会保険事務所を訪れた際に裁定請求ないしそれと同様なものとみなし得る行為が行われたという主張も立証もないから、保険者に法的な違反があったとまでいうことはできない。</p>	「記録の確認手順」により記録確認を徹底する。
10	<p>【年金相談における説明誤り】</p> <p>年金相談の際に、合算対象期間にならない厚生年金被保険者期間(昭和36年4月以前の1年未満の被保険者期間)を含めて受給資格が計算された結果、幾度も受給資格を満たしていると説明を受けたため、老齢基礎年金及び老齢厚生年金の裁定請求をしたところ、受給資格を満たさないとして不支給処分がなされたため、当該不支給処分の取消を求めたもの。</p>	H23. 1	H23. 6	<p>〈棄却〉</p> <p>請求人が受けたと主張する説明の詳細が不明である上、仮に、同主張に係る説明がされたとしても、その当時において、年金受給資格期間を満たす他の方策が残されており、保険者の対応については、信義則の法理に基づいて検討する必要があるとまでは言えない。</p>	事務処理誤り防止のための「自己点検シート」を活用する。「記録の確認手順」により記録確認を徹底する。

11	【年金相談における説明誤り】 加給年金が支給停止とされた処分は、配偶者の厚生年金被保険者期間が240月を超えた場合に加給年金が支給停止することについて60歳の年金相談時に説明せず、その後の相談時には、配偶者の厚生年金被保険者が240月を既に超えているにもかかわらず、年金相談時の年金額試算においては加給金込みの金額にて説明し、加給金が支給され続けるとの誤解を与えたことが原因であるとして、当該支給停止処分の取消を求めたもの。	H23. 5	H23. 11	〈棄却〉 このような説明不足は相当でなく、より丁寧な対応が求められるところであるが、これによって請求人が本来有している権利や法律上の利益が損なわれたといえるものでないことからすれば、それはいわゆる行政サービスの問題と考えられるのであって、法律上の義務違反を問われるものではない。	事務処理誤り防止のための「自己点検シート」を活用する。
12	【年金相談における説明誤り】 70歳から遅れて繰下げ老齢基礎年金の裁定が行われた処分は、65歳時に70歳時の手続について説明がなかったことや、70歳前に事前に案内文書を送付しなかったからであるとして、当該処分の取消を求めたもの。	H23. 5	H23. 11	〈棄却〉 保険者において、きめ細かい周知徹底の措置が臨まれるところであるが、これらの不足をもって過失ということはできず、これらの不足を理由に、本件処分を違法、不当とすることもできない。	69歳通知を発送して繰下げ請求漏れを防ぐ。 繰下げ意思確認書により繰下げ請求漏れを防ぐ。
13	【制度の周知不足】 亡夫の死亡に係る未支給年金が時効により消滅したため支給されなかったのは、適切な周知が行われず未支給年金の存在を知らされなかったためであるとして、当該時効消滅分の支給を求めたもの。	H23. 6	H23. 12	〈棄却〉 請求人が亡夫の未支給請求ないしそれと同様なものとしてみなしうる行為をしたという事実は認められないのであるから、当時の対応に法的な義務違反があったとは言えない。	未支給年金等の手続きに関するお知らせを送付して請求漏れを防ぐ。

上記と類似する事例 ※ 全て項番12と類似事例

番号	再審査請求理由の概要(請求人の主張)	請求日	裁決日	結果	対応・対策
1	【年金相談における説明誤り】 70歳から遅れて繰下げ老齢基礎年金の裁定が行われた処分は、社会保険事務所の年金相談で誕生日を超える前に届出が必要であることについて説明がなく、電話による年金相談でも、70歳から支給されるとの断定的な回答を得たからであるとして、当該処分の取消を求めたもの。	H20.12	H21. 4	〈棄却〉 本件について、原処分が法律の規定に則ったものであるにもかかわらず、請求人の主張を理由があるものとし、法の適用上、これを不当とすることは、法の解釈を超え、その規定自体が不当であることとなるが、これは許されないとすべきである。	69歳通知を発送して繰下げ請求漏れを防ぐ。 繰下げ意思確認書により繰下げ請求漏れを防ぐ。
2	【年金相談における説明誤り】 70歳から遅れて繰下げ老齢基礎年金の裁定が行われた処分は、70歳前に社会保険事務所の年金相談で届出が必要であることについて説明がなかったからであるとして、当該処分の取消を求めたもの。	H21.8	H21.11	〈棄却〉 原処分に瑕疵があるとされるのは、保険者が不注意又は故意によって請求人の届出を妨げたといった特段の事情がある場合であるが、本件については、そのような特段の事情の存在をうかがわせる物はなく、その立証もないから、原処分は適法かつ妥当であってこれを取り消すことはできない。	69歳通知を発送して繰下げ請求漏れを防ぐ。 繰下げ意思確認書により繰下げ請求漏れを防ぐ。



3	<p>【年金相談における説明誤り】 70歳から遅れて繰下げ老齢基礎年金の裁定が行われた処分は、年金相談時に、70歳になったときの手続の必要性について、再三確認したにもかかわらず、届出は不要であると回答を受けたからであるとして、当該処分の取消を求めたもの。</p>	H21.12	H22. 10	<p>〈棄却〉 請求人の誤信の原因が、専ら保険者のみにあるとまでは言えず、本件について、仮に請求人主張の事実があったとしても、法が特段の規定を置いていない以上、法の解釈・運用を超えた判断をすることは許されないというべきである。</p>	69歳通知を発送して繰下げ請求漏れを防ぐ。 繰下げ意思確認書により繰下げ請求漏れを防ぐ。
4	<p>【年金相談における説明誤り】 70歳から遅れて繰下げ老齢基礎年金の裁定が行われた処分は、65歳時に配布された小冊子に繰下げの請求期限について何ら記載されておらず、社会保険事務所、コールセンターでも請求期限について説明がなかったためであるとして、当該処分の取消を求めたもの。</p>	H22.8	H22. 11	<p>〈棄却〉 保険者において、きめ細かい周知徹底の措置が臨まれるところであるが、これらの不足をもって過失ということにはできず、これらの不足を理由に、本件処分を違法、不当とすることもできない。</p>	69歳通知を発送して繰下げ請求漏れを防ぐ。 繰下げ意思確認書により繰下げ請求漏れを防ぐ。
5	<p>【年金相談における説明誤り】 70歳から遅れて繰下げ老齢基礎年金の裁定が行われた処分は、社会保険事務所が電話勧誘により繰下げを勧めたにも関わらず、その際に、改めて届出をしなければならないことを説明しなかったからであるとして、当該処分の取消を求めたもの。</p>	H23.6	H23. 10	<p>〈棄却〉 70歳到達時に注意喚起をする等の措置を講じることが望ましいとはいえ、そのような措置を執る義務があるとまでは解せず、したがって、保険者の義務違反を構成するとはいえず、原処分を違法ならしめるものではない。</p>	69歳通知を発送して繰下げ請求漏れを防ぐ。 繰下げ意思確認書により繰下げ請求漏れを防ぐ。
6	<p>【年金相談における説明誤り】 70歳から遅れて繰下げ老齢基礎年金の裁定が行われた処分は、社会保険事務所の担当者から、最長5年を経過すれば手続なしで支給開始されるとの説明があったからであるとして、当該処分の取消を求めたもの。</p>	H23.6	H23. 11	<p>〈棄却〉 70歳到達時に注意喚起をする等の措置を講じることが望ましいとはいえ、そのような措置を執る義務があるとまでは解せず、したがって、保険者の義務違反を構成するとはいえず、原処分を違法ならしめるものではない。</p>	69歳通知を発送して繰下げ請求漏れを防ぐ。 繰下げ意思確認書により繰下げ請求漏れを防ぐ。
7	<p>【年金相談における説明誤り】 70歳から遅れて繰下げ老齢基礎年金の裁定が行われた処分は、社会保険事務所の担当者から、最長5年を経過すれば手続なしで支給開始されるとの説明があったからであるとして、当該処分の取消を求めたもの。</p>	H23.7	H23. 11	<p>〈棄却〉 70歳到達時に注意喚起をする等の措置を講じることが望ましいとはいえ、そのような措置を執る義務があるとまでは解せず、したがって、保険者の義務違反を構成するとはいえず、原処分を違法ならしめるものではない。</p>	69歳通知を発送して繰下げ請求漏れを防ぐ。 繰下げ意思確認書により繰下げ請求漏れを防ぐ。